

在外被爆者 5000 名に

被爆者援護法の適用を求める署名

在外被爆者に希望の光を与えた大阪地裁判決

去る6月1日、大阪地方裁判所は、在韓被爆者・郭貴勲さん(76歳)の「『日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者については、法の適用がないものとして失権の取り扱いをするものと解される』という402号通達を根拠に、在外被爆者が日本で得た被爆者健康手帳や被爆者手当の受給権を、日本出国により失権させるのは違法だ。被爆者はどこに住んでいても被爆者である」という訴えを全面的に認めました。

判決文は、「被爆者援護法は、被爆者が今なお置かれている悲惨な実情に鑑み、人道的見地から被爆者の救済を図ることを目的としたものであって(在外被爆者排除は)同法の根本的な趣旨目的に相反する。(402号通達による)解釈に基づく運用は、憲法14条に反するおそれもあり」と、日本政府の在外被爆者排除を完膚無きまでに否定したのです。

判決は、被爆56年間、どこからも何らの援護も受けられないまま、特効薬のない原爆後障害に苦しんで生きてきた韓国2300人、朝鮮民主主義人民共和国1000人、北米1000人、中南米190名、中国数名など、生存が確認されているだけでも5000名にもものぼる在外被爆者に、希望の光を与えました。

控訴した日本政府のいう「在外被爆者問題の検討」に油断は大敵

しかし、6月15日、日本政府は控訴しました。控訴は、高齢化した在外被爆者がみな死に絶えるのを待つに等しい行為です。ハンセン病裁判で控訴を断念した小泉総理、坂口厚生労働大臣らの人道的英断も、在外被爆者には無縁でした。

その控訴直後、坂口大臣は「外国に居住の被爆者のことも真剣に考えなければならない」と発言し、7月9日には「在外被爆者に関する検討会」を発足させました。

控訴と併せて設置された検討会で、在外被爆者に被爆者援護法を適用することを目的とした検討が進められるかどうかは、きわめて疑がわしく、油断はできません。

近々、長崎地方裁判所でも、郭さんと同様の訴えを行っている李康寧さん(73歳)の裁判の判決が下されます。日本政府が、法律に基づかず、在外被爆者を被爆者援護法から排除しようとする限り、在外被爆者からの訴えは続くでしょう。

しかし、平均年齢70歳の在外被爆者には、もう時間がありません。

..... 署名第1次集約 2001年9月末

(署名取り扱い団体)

要 望 書

- (1) 一日も早く、郭貴勲さんに対する控訴を取り下げ、在外被爆者を排除するための402号通達を廃止し、日本を出国する被爆者にも、被爆者援護法を適用するよう、要望します。
- (2) 「在外被爆者に関する検討会」において、「人道的見地から被爆者の救済を図る」という被爆者援護法の目的にそって、すべての在外被爆者に援護法を適用するための検討作業を行うことを、要望します。

総理大臣 小泉純一郎様 厚生労働大臣 坂口力様

- (1) 大阪地裁判決は、日本を出国した被爆者に被爆者援護法を適用しないことの違法性を、明確に認定しました。貴裁判所が、原告の郭貴勲(カクキフン)さん、李康寧(イガンニョン)さんをはじめ、高齢でなお原爆後障害に苦しむすべての在外被爆者に、一刻も早く、被爆者援護法適用の道を開くよう、要望します。

大阪高等裁判所第9民事部御中 長崎地方裁判所民事部御中

2001年 月 日

名 前	住 所

(署名呼びかけ・集約送付先) 韓国の原爆被害者を救援する市民の会
〒560-0003 豊中市東豊中町4-21-10, 市場方 TEL/FAX 06-6854-7308